

○国立大学法人宮崎大学再雇用職員規程

〔平成 18 年 3 月 30 日  
制 定〕

改正 平成 19 年 3 月 30 日 平成 21 年 3 月 30 日  
平成 21 年 5 月 29 日 平成 21 年 11 月 27 日  
平成 22 年 3 月 30 日 平成 22 年 11 月 25 日  
平成 23 年 3 月 30 日 平成 24 年 6 月 28 日  
平成 25 年 3 月 28 日 平成 26 年 11 月 27 日  
平成 27 年 3 月 26 日 平成 28 年 2 月 26 日  
平成 28 年 3 月 25 日 平成 28 年 11 月 24 日  
平成 29 年 3 月 23 日 平成 29 年 12 月 21 日  
平成 30 年 3 月 22 日 平成 30 年 12 月 27 日  
平成 31 年 3 月 28 日 令和 2 年 3 月 26 日  
令和 4 年 3 月 25 日 令和 5 年 3 月 23 日  
令和 5 年 11 月 29 日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人宮崎大学再雇用職員就業規則(以下「就業規則」という。)第2条第3項、第20条及び第30条の規定に基づき、国立大学法人宮崎大学(以下「本法人」という。)に勤務する再雇用された職員及び再雇用の期間を更新された職員(以下「再雇用職員」という。)の採用手続き、給与、雇用期間及び労働時間その他必要な事項について定めるものとする。

(対象者)

第2条 再雇用職員に採用できる者は、再雇用を希望する本法人の職員のうち、次の各号のいずれにも該当する者又は本法人の推薦に基づく課長登用により他の国立大学法人等に常時勤務している者で、当該法人を定年退職後に本法人での再雇用を希望する者のうち学長が認める者とする。

- (1) 常時本法人に勤務する教育職員(国立大学法人宮崎大学基本規則第15条に規定する附属学校の教育職員に限る。)、事務職員、技術職員、技能・労務職員、教務職員、看護職員及び医療職員のうち、国立大学法人宮崎大学職員就業規則(以下「職員就業規則」という。)第18条第2号の規定により退職した職員
- (2) 就業規則第15条第1項第1号から第4号まで又は第7号に規定するいずれかに該当する職員以外の職員

第3条 再雇用の期間を更新できる者は、引き続き再雇用を希望している再雇用職員のうち、次の各号のいずれにも該当する再雇用職員とする。

- (1) 再雇用期間の更新の日の前日に就業規則第6条及び第7条の規定により在職する再雇用職員
- (2) 就業規則第15条第1項第1号から第4号まで又は第7号に規定するいずれかに該当する再雇用職員以外の再雇用職員

(再雇用の方法)

第4条 再雇用を希望する職員(再雇用職員を除く。)は、定年による退職の日の属する年度の5月末日までに、雇用期間の更新を希望する再雇用職員は、毎年5月末日までに学長に申し

出るものとする。

- 2 学長は、定年退職予定者及び再雇用職員(就業規則の規定により再雇用しない年齢に達する者を除く。)に対して、採用計画の決定上適切な時期に再雇用の希望に関する意向調査を行う。

(再雇用の期間)

第5条 再雇用職員の雇用期間は、4月1日からとし、終期は採用の日の属する事業会計年度の末日までの範囲内において定める。

- 2 前項による雇用期間は、再雇用された職員が年齢 65 年に達した日以後における最初の事業会計年度の末日以前でなければならない。
- 3 前項の雇用期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

(人事異動等)

第6条 再雇用職員の人事異動等に必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員採用・退職規程(以下「職員採用・退職規程」という。)を準用する。この場合において、次表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄の字句に読み替えるものとする。

読み替えられる職員採用・退職規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1条	職員就業規則第 11 条	就業規則第 10 条の3
第1条	職員就業規則第 22 条	就業規則第 15 条
第3条	職員就業規則第2条	就業規則第2条
第 11 条	職員就業規則第 11 条	就業規則第 10 条の3
第 18 条	職員就業規則第 22 条	就業規則第 15 条
第 27 条	職員就業規則第 11 条又は第 22 条	就業規則第 49 条

(労働時間)

第7条 再雇用職員の労働時間、休日及び休暇等について必要な事項は、次の各号に定めるもののほか、国立大学法人宮崎大学に勤務する職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労働時間・休暇等規程」という。)の規定を準用する。

- (1) 再雇用を行う際、又は再雇用の期間を更新する際、学長は再雇用職員の労働時間を1日につき7時間 45 分以内かつ1週間につき 30 時間(以下「短時間再雇用職員」という。)とすることができる。ただし、就業規則第 10 条の3第2項に定める場合を除き、一の事業会計年度の途中において短時間再雇用職員を一般の再雇用職員(短時間再雇用職員以外の再雇用職員をいう。以下、この号において同じ。)とすること、又は一般の再雇用職員を短時間再雇用職員とすることはできない。
- (2) 短時間再雇用職員の始業時刻は午前9時00分、終業の時刻は午後4時00分、休憩時間は午後0時から午後1時までとする。ただし、これにより難しいときは、学長が別に定めるものとする。
- (3) 再雇用職員の採用の日の年次有給休暇の日数は、その者が定年退職となった日の残日数とする。
- (4) 短時間再雇用職員が準用する労働時間・休暇等規程第 21 条第3項の規定により時間を日に換算する場合、同項に「7時間 45 分」とあるのは、「6時間」と読み替えるものとする。
- (5) 再雇用職員が準用する労働時間・休暇等規程第 22 条の規定による休暇(以下「病気休暇」という。)を受ける場合、同条第1項ただし書きの規定は適用しない。

(俸給)

第8条 短時間再雇用職員を除く再雇用職員の俸給は、次表「再雇用職員俸給表」によりその月額(以下「俸給月額」という。)を定めて、これを支給する。各俸給表の適用範囲は、それぞれ国立大学法人宮崎大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)別表第1-1から別表第1-

6に定めるところによる。

- 2 短時間再雇用職員の俸給は、俸給月額に 38.75 分の 30 を乗じて得た額とする。

再雇用職員俸給表

俸給種別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般職員	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000
技能・労務職員	194,600	205,700	224,200	245,000	275,700		
教育職員Ⅰ	236,600						
教育職員Ⅱ		272,100					
医療職員Ⅰ	189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200
医療職員Ⅱ	236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800

(調整給)

第9条 再雇用職員には、調整給を支給することができる。

- 2 短時間再雇用職員を除く再雇用職員の調整給の支給額は、職員給与規程を準用して得た額とする。
- 3 短時間再雇用職員の調整給は、前項による額に 38.75 分の 30 を乗じて得た額とする。

(役職給)

第9条の2 管理又は監督の地位にある再雇用職員には、役職給を支給することができる。

- 2 前項に規定する役職給の月額は、労基法第 37 条第4項に規定する割増賃金相当額を含むものとする。
- 3 役職給を支給する再雇用職員の範囲、支給額その他役職給の支給に関し必要な事項は学長が別に定める。

(教職調整給)

第10条 再雇用職員には、教職調整給を支給することができる。

- 2 短時間再雇用職員を除く再雇用職員の教職調整給の支給額は、職員給与規程を準用して得た額とする。
- 3 短時間再雇用職員の教職調整給の支給は、前項による額に 38.75 分の 30 を乗じて得た額とする。
- 4 前3項に規定する教職調整給は、時間外勤務手当及び休日勤務手当を含むものとする。ただし、時間外勤務手当及び休日勤務手当の合計額が当該月の教職調整給の額を超える場合は、超える部分を当該時間外勤務手当及び休日勤務手当として支給するものとする。

(諸手当)

第11条 再雇用職員には、次の各号に定める手当及び賞与を支給することができる。

- (1) 通勤手当
- (2) 単身赴任手当
- (3) 特殊勤務手当
- (4) 宿日直手当
- (5) 義務教育等教員特別手当
- (6) 時間外勤務手当
- (7) 休日勤務手当
- (8) 夜間勤務手当
- (9) 競争的研究費等業績手当
- (10) 期末給
- (11) 勤勉給

- 2 前項の手当の支給額は、次の各号に定めるもののほか職員給与規程を準用して得た額とする。

- (1) 短時間再雇用職員の特殊勤務手当(放射線取扱手当及び特殊業務手当に限る。)の月額  
は、職員給与規程を準用した場合に得られる額に 38.75 分の 30 を乗じた額とする。
- (2) 義務教育等教員特別手当の月額は、5,600 円(短時間再雇用職員は、4,335 円)とする。
- (3) 時間外勤務手当は、労働基準法等の法令の定めるところによる。
- (4) 期末給の期別支給割合は次表のとおりとする。

基準日	一般の職員	特定幹部職員
6月1日	75/100	65/100
12月1日	75/100	65/100

- (5) 勤勉給の成績率は次表のとおりとする。

成績区分	一般の職員	特定幹部職員
	成績率	成績率
優 秀	49.5/100以上	59.5/100以上
良 好	46/100	56/100
良好でない	46/100未満	56/100未満

(給与の端数処理)

第12条 第8条第2項、第9条第3項、第10条第3項及び第11条第2項第1号の規定による給与の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給与の額とする。

(給与の支給)

第13条 再雇用職員が病気休暇を取得している間は、俸給、調整給、教職調整給、期末給及び勤勉給を支給しない。

第14条 第8条から前条までの規定によるもののほか、第8条から第11条までの給与の支給に関して必要な事項は、職員給与規程を準用する。

2 特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によることが著しく不適當であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、再雇用職員の採用手続き等に関し必要な事項は学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は平成 18 年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に職員就業規則第 18 条第2号の規定により定年退職した者については、第2条第2号、第3条第2号の規定は適用しない。この場合、再雇用を希望する者について、その者の知識及び経験等を考慮し、業務の能率的運営を確保するために、特に必要があると認めるときは、定年前等の勤務実績等に基づき、選考により1年を超えない範囲内で雇用期間を定め、再雇用及び再雇用期間の更新ができるものとする。
- 3 平成 18 年4月1日から平成 25 年3月 31 日の間、次表の生年月日欄に該当する再雇用職員について、第5条第2項において、「65年」とあるのは、同表の生年月日欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の上限年齢欄に掲げる字句とする。

生 年 月 日	上限年齢
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日	63年
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	64年

- 4 平成 24 年7月1日から平成 26 年3月 31 日までの間においては、再雇用職員の給与については、この規程に定めるもののほか、国立大学法人宮崎大学役職員の給与の臨時特例に関する規程の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成 19 年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 12 月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 12 月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年4月1日から施行する。
- 2 第2条の「本法人の推薦に基づく課長登用」には、国立大学法人法等施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 15 年法律第 117 号)第2条に定める廃止前の国立学校設置法により設置された宮崎大学及び国立学校設置法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 29 号)第3条第1項 表中の改正前の宮崎大学又は宮崎医科大学からの推薦に基づく課長登用を含むものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は平成 25 年4月1日から施行する。
- 2 平成 25 年4月1日から平成 37 年3月 31 日までの間は改正後の第3条の規定にかかわらず、次表の生年月日欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の年齢欄に掲げる年齢に達した日以降に再雇用期間の更新ができる再雇用職員は、本法人と職員の過半数を代表する者との間で書面により締結された再雇用に関する労使協定により再雇用の期間を更新できる対象から除外することとされた再雇用職員以外の再雇用職員とする。

生 年 月 日	年 齢
昭和24年4月2日～昭和30年4月1日	61年
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62年
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63年
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64年

附 則

この規程は、平成 26 年 11 月 27 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日に宮崎市立田野病院に勤務する者について、その者の知識及び経験等を考慮し、業務の能率的運営を確保するために、特に必要があると認めるときは、平成 27 年 4 月 1 日に再雇用に準ずる採用をすることができるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 2 月 26 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日に本法人に在職する者については、平成 27 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に支給した給与の額と、この規程の改正後における当該給与の額との差額に相当する額を支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後のこの規程は、平成 28 年 4 月 1 日以降に再雇用される者から適用し、施行日前に再雇用職員として雇用されている者の再雇用については、当分の間、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 11 月 24 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日に本法人に在職する者については、平成 28 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に支給した給与の額と、この規程の改正後における当該給与の額との差額に相当する額を支給する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 12 月 21 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日に本法人に在職する者については、平成 29 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に支給した給与の額と、この規程の改正後における当該給与の額との差額に相当する額を支給する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 12 月 27 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日に本法人に在職する者については、平成 30 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に支給した給与の額と、この規程の改正後における当該給与の額との差額に相当する額を支給する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年 11 月 29 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日に本法人に在職する者については、令和5年4月1日から施行日の前日までの間に支給した給与の額と、この規程の改正後における当該給与の額との差額に相当する額を支給する。
- 3 令和5年 12 月に支給する期末給にあつては、第 11 条の期別支給割合の「100 分の 75」とあるのは「100 分の 77.5」と、「100 分の 65」とあるのは「100 分の 67.5」と読み替えて適用するものとする。
- 4 令和5年 12 月に支給する勤勉給にあつては、第 11 条の成績率の「100 分の 49.5 以上」とあるのは「100 分の 52 以上」と、「100 分の 46」とあるのは「100 分の 48.5」と、「100 分の 46 未満」とあるのは「100 分の 48.5 未満」と、「100 分の 59.5 以上」とあるのは「100 分の 62 以上」と、「100 分の 56」とあるのは「100 分の 58.5」と、「100 分の 56 未満」とあるのは「100 分の 58.5 未満」と読み替えて適用するものとする。